



健 健 発 0 9 2 8 第 1 号

令 和 2 年 9 月 2 8 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)

肺炎球菌ワクチン（販売名：ニューモバックスNP）の供給見通しについて

高齢者の肺炎球菌感染症の定期的予防接種に用いられる肺炎球菌ワクチン（販売名：ニューモバックスNP）の供給見通しについて、下記のとおり、お知らせします。

製造販売業者であるMSD株式会社によると、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行の影響によるものと想定される肺炎予防に対する意識の高まりを受け、ニューモバックスNPの需要が昨年度を上回る量で推移しているとのことです。令和2年度は、昨年度をやや上回る供給が見込まれていますが、発注量が供給量を上回る場合には、出荷量の調整が行われるとのことです。

現在、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく、高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種には、ニューモバックスNPのみが使用されています。また、ニューモバックスNPは、「2歳以上の脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防」の目的で使用した場合、保険給付の対象とされています。

つきましては、円滑な接種の実施に資するため、下記のとおり情報共有しますので、貴管下市町村、貴管内関係団体、関係医療機関等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. ニューモバックスNPの供給見通しについて

令和2年度は、昨年度をやや上回る供給が継続されますが、発注量が供給量を上回る場合には、出荷量の調整が行われる予定です。

【令和2年9月時点の卸への供給量（（ ）内は見込み量）】

	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
2019年度	35.2万本	27.1万本	47.3万本	49.7万本
2020年度	47.5万本	(57.0万本)	(49.0万本)	(54.0万本)

2. 医療機関等の対応について

医療機関等においては、以下の対応をお願いします。

- ① 必要量に見合う量の肺炎球菌ワクチンを購入いただくこと。
- ② ニューモバックスNPの発注量に対し、出荷量が調整された場合には、可能な限り、保険給付の対象者及び定期接種の対象者（注）の接種を優先すること。
また、医師の判断等により、任意の接種を行う場合にも、ニューモバックスNPの接種歴がない者（初回接種）を優先すること。

（注）高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種の対象について

現在、定期接種は、以下のア又はイに該当する者に対して、ニューモバックスNPでの1回の接種のみが対象となっており、1回以上接種した者は定期接種を受けることはできません。このことから、定期接種を行うにあたっては、予診票等により、ニューモバックスNPの接種歴の確認が行われています。

- ア 65歳の者（ただし、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とする）
- イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者